

居住支援法人運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人あまやどり高知が実施する居住支援法人としての事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、住宅確保要配慮者に対し、適正な指定居宅支援活動を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当居住支援法人は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって支援を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう利用者に寄り添い支援する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、社会福祉協議会、地域の司法・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(居住支援法人の名称等)

第3条 事業を行う居住支援法人の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 あまやどり高知
- 二 所在地 高知市本町四丁目1番37号 丸ノ内ビル

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当居住支援法人に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、居住支援法人の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 専門相談員 5名以上
専門相談員は、入居支援・居住生活支援に関する相談援助を行う。
- 三 利用審査会審査委員 5名以上
利用審査会審査委員は、家賃保証の提供の諾否を決定する。
- 四 事務職員 1名以上
事務職員は、家賃保証関連業務、会計業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 当居住支援法人の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営 業 日
 - 登録不動産の紹介業務
委託先の登録不動産事業者の営業時間に準じる。
 - その他の業務
月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月4日までを除く。）
- 二 営 業 時 間

登録不動産の紹介業務

委託先の登録不動産事業者の営業時間に準じる。

専門相談

毎週火曜日午後 6 時から

ただし、危急のケースは応談とする。

利用審査会

毎週木曜日午後 6 時から

事務局業務

営業時間の連絡は原則メール受信に限り、営業時間外に折り返し連絡を行う。

(居住支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容及び利用料は次のとおりとする。

一 登録事業者からの要請に基づく登録住宅入居者の家賃債務の保証業務

債務保証業務規程に準拠して行う。

二 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助業務

住宅確保要配慮者全般を対象として、面談（一部電話又はメール）による相談を実施する。

登録住宅や関係機関など賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供については、管理者において適当と認める登録不動産事業者に対し、理事会の承認と監督官署の認可を得て委託することができる。

三 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助業務

住宅確保要配慮者全般を対象として、電話及び面談による相談に応じて、当事者団体や支援制度や支援機関など生活の安定及び向上に関する情報を提供する。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 居住支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1 km 毎に 3 7 円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者または支援者に対して事前に文書で説明をする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、高知県内の区域とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当居住支援法人は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居住支援等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第9条 当居住支援法人は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の支援者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当居住支援法人は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(その他運営についての留意事項)

- 第 10 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。事業の受託者についてもこれに準じる。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者となるための誓約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は利用者と居住支援法人の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 10 日から施行する。